

## 公表基準等の解説

### 実務対応報告公開草案第 57 号（実務対応報告第 18 号の改正案） 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当 面の取扱い（案）」の概要

ASBJ 専門研究員 わだ ゆめと  
和田 夢斗

#### I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2019 年 3 月 25 日に、実務対応報告公開草案第 57 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表し<sup>1</sup>、2019 年 5 月 27 日までコメントを募集した。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

#### II. 改正の経緯

2018 年公表の実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の改正（以下「2018 年改正」という。）において、2006 年の実務対応報告第 18 号の公表から 2018 年改正の検討時点までの間に、新規に公表又は改正された国際財務報告基準（IFRS）及び米国会計基準を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討

を行った。ただし、当該検討の対象となる IFRS 及び米国会計基準からは、IFRS 第 16 号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース（Topic 842）」（以下「ASU 第 2016-02 号「リース」」という。）が除かれていた。

ASBJ では、検討が行われていなかった IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」の実務対応報告第 18 号における取扱いについて検討を行い、その結果を 2019 年 3 月 25 日に本公開草案として公表した。

#### III. 本公開草案の概要

本公開草案では、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」について、実務対応報告第 18 号においては新たな修正項目の追加は行わないことを提案している。

本公開草案の審議においては、「本実務対応報告の考え方」に基づき、これらの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討を行っている。

なお、IFRS 第 16 号「リース」については、

1 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト（[https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2019/2019-0325.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-0325.html)）を参照のこと。

IFRSのエンドースメント手続の結果、「削除又は修正」を行わないこととされ、2018年12月27日に改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」が公表されている。本公開草案における、実務対応報告第18号の修正項目の見直しについての検討においては、上記のIFRS第16号「リース」のエンドースメント手続の結果も参考にしている。

また、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第24号」という。）については、今回の改正の対象とはなっていないが、実務対応報告第24号の「当面の取扱い」では、在外関連会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実

務対応報告第18号に準じて行うことができるものとする旨が定められている。

#### IV. 適用時期等

本公開草案では、実務対応報告第18号の改正案は、公表日以後適用することを提案している。

#### V. おわりに

本公開草案に対するコメントの締切りは、2019年5月27日である。ASBJでは、本公開草案に寄せられた意見を参考に、今後、本公開草案の取りまとめに向けた検討を続けていく予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。